

令和8年春の褒章候補者推薦要領

令和7年7月
商務・サービスG業務管理官室

商務・サービスグループ所掌業種に従事する褒章候補者の推薦は、次の基準により選考するものとする。

1. 藍綬褒章

当グループが所掌する業種にあって、常に指導的立場にあって斯業の発展育成に努力するとともに、我が国の発展に貢献、あるいは社会公共の利益の増進に寄与し、他の模範となるような優れた功績が認められる者を対象とする（年齢制限なし）。

候補者は、次の各号に掲げる条件を充足する者のうちから選考する。

(1) 団体功績を中心として推薦を考えられる者

- ① 団体の構成員販売額が300億円以上であること（会長・理事長等在任中）。
- ② 団体の構成員販売額が300億円以上1000億円未満の団体の場合は、団体役員歴が12年以上（副長の場合は15年以上）、1000億円以上の団体の場合は、団体役員歴が10年以上あること。
- ③ 団体の長（会長、理事長）歴1年以上（副長（副会長、副理事長）歴の場合は3年以上）を有すること。
- ④ 団体の長又は副長として優れた功績を有すること。
- ⑤ 先例があっても、業界団体の衰退や類似団体の発足等の場合など、推薦できないことがある。
- ⑥ 先例がない団体（新規団体）や10年以上実績がない団体は、事前に相談のこと。

※叙勲の先例があっても、褒章の先例がない場合は新規団体になる。

(2) 「特大企業」「大手企業」の企業経営者として企業功績を中心に推薦を考えられる者

- ① 各業種における販売高、従業員数、資本金（各単体）の目安を超えていること

	特大企業	大手企業		
	販売高	販売高	従業員	資本金
ガラス・土石製品	1,900億円	300億円	580人	62億円
金属製品	1,400億円	260億円	610人	36億円
電気機器	1,200億円	360億円	890人	72億円
その他製品	1,600億円	380億円	840人	81億円
卸売業	4,200億円	850億円	490人	55億円
小売業	3,200億円	750億円	920人	65億円
情報・通信業	700億円	210億円	810人	64億円
サービス業	800億円	230億円	850人	41億円

※社長在籍期間の直近3年決算のうち2年以上基準値を上回っていること。

※大手企業で販売高が基準額以下であっても、従業員及び資本金の双方が基準値を上回っている場合には、推薦の検討が可能な場合がある。

- ② 総業務歴が概ね15年以上あり、かつ社長歴を概ね3年以上有すること。

※特大企業については副社長歴が概ね3年以上でも推薦を検討することができる。

- ③ 主要業務に関係する業界団体の役員歴を有すること。

- ④ 優れた功績を有すること。

(3) 「経営革新」の企業経営者として企業功績で考えられる者

上記(2)に該当しない企業のうち、以下を満たしている者を推薦対象とする。

- ① 2代目以降の企業経営者であり、総業務歴が概ね15年以上あり、かつ、社長歴を概ね3年以上有すること。

- ② 社長時代に経営革新を行い、業績顕著な(特徴のある)企業となり、販売高を概ね100億円以上伸長させていること。

- ③ 一般的委企業名・製品名の知名度等がある程度普及していること。

(4) 「ベンチャー企業」の企業経営者として企業功績で考えられる者

上記(2)、(3)に該当しない企業のうち、以下を満たしている者を推薦対象とする。

- ① ベンチャー企業を創設し、5～15年以内の業績顕著な(特徴ある)企業であること。また、直近5年度程度良好な経営実績(黒字)を上げていること。

- ② 着目できる企業として、その事業の将来性(地域経済及びその業界等に対し貢献)が期待されることが、第三者機関(新聞・雑誌等も可能)により評価がなされていること。

- ③ 事業の成果(製品等)が市場に出回り、顕著なものとして評価を受けていること。

- ④ 経済産業大臣表彰を受けていることが望ましい。

2. 黄綬褒章

当グループ所掌業種に多年従事し、常に研さんを怠らず第一線で業務に従事し、他の模範となるような技術や事績を有する者を対象とする(年齢制限なし)。

候補者は、次の各号に掲げる条件を充足する者のうちから選考する。

- ① 業務歴を20年以上有していること。

- ② 優れた功績を有していること。

- ③ 従事している業務に関する経済産業大臣表彰又は都道府県知事表彰を受賞していること。

- ④ 現に業務に従事していること。

- ⑤ 主要業務に関連する業界団体の役員歴を有することが望ましい。

3. 推薦に当たっての留意事項

- ① 功績顕著な者であって、特に表彰すべきであると認められる者を、中央・地方を問わず、また、有名人等にかたよらず広く選考すること。

- ② 業界バランス、社内バランスに留意すること。(特に、候補者より先に推薦すべき者がいる

場合には問題となる場合がある。)

- ③ 他省庁での受章資格の有無を確認し、資格がある場合はその了解を得ること。
- ④ 同一企業から2名以上推薦しないこと。また、団体功績をもって同一団体から推薦する場合も同様とする。(他省庁、異種功績であっても同様)
- ⑤ 先例において、条件付きで受章している場合があるので、十分確認の上、条件を満たしていない者は対象外とすること。
- ⑥ 候補者の選考にあたっては、国民感情にそぐわない者や、社会的不道德のある者は控えるなど慎重に行うこと。特に、以下のような受章環境上問題(栄典を授与することが不適当)となり得る事案を有する候補者、又は団体・企業は、内閣府賞勲局事前連絡の対象となるため、業務管理官室に相談すること。
 - ・ 刑罰を受けた(道路交通法違反等による罰金刑を含む)
 - ・ 警察等の取り調べを受けた
 - ・ 所得税法、法人税法等に基づく重加算税を賦課された
 - ・ 独禁法に基づく調査、審決、命令等を受けた
 - ・ 許認可取消、営業停止等の行政処分を受けた
 - ・ 訴訟が継続中である
 - ・ 不祥事等について報道があった
 - ・ 事故を起こした(交通事故、工場事故等)
 - ・ 懲戒処分を受けた
 - ・ 法人等の経営状態に問題がある(赤字決算など)

※破綻企業は原則「不可」 自己破産は「不可」

 - ・ 暴力団員との関係が疑われる
 - ・ 破産宣告又は破産手続開始決定を受けた
 - ・ その他栄典を授与することが不適当と思われる事案が発生している(公害問題、スキャンダル報道等)

※候補者が役員経歴を有する全ての法人が対象となるため、十分調査すること。
- ⑦ 以下に該当する場合も、内閣府賞勲局事前連絡の対象になるため、業務管理官室に相談すること。
 - ・ 過去に取り下げた者
 - ・ 新規団体(褒章先例のない団体)に係る団体功績の者

4. 推薦人員

「藍綬褒章」及び「黄綬褒章」の選考基準に合致する者 若干名

5. 提出書類及び提出期限

(1) 提出書類(※電子媒体での提出可)

- ① 令和8年春褒章候補者調書
- ② 功績概要

- ③ 受章環境等関係調
- ④ 団体功績（上記1.（1））のうち、新規団体（褒賞先例のない団体）に該当する案件の場合にあつては事前連絡書類（※）
※新規団体に該当する案件の場合には、通常とは異なる手続・スケジュールとなり、短期間で「事前連絡書類」を作成する必要があるので、該当する場合は前広に連絡のこと。事前協議書類の内容は別途指示。

（2）提出期限

令和7年8月20日（水）までに、業務管理官室に提出願います。

新規団体に該当する案件は令和7年8月6日（水）までに、提出願います。

※書類提出後に適宜ヒアリングを行う予定。

（3）書類作成上の注意

- ① 書類作成等にあたって、本籍地、現住所、氏名（書体、ふりがな）、経歴等については、栄典のベースになるものであり、特に正確を期されたい。
※記載内容が不正確な場合、経歴詐称等で問題になるので、厳重に注意のこと。
- ② 功績概要は、候補者が、「いつ」「どのような立場で」「問題・課題・懸案」などに対して「具体的に何をして、どのようなになったのか」「その結果、どのような社会貢献につながったか」について重点的に作成されたい。（結果・効果は必ず定量的に示すこと）
- ③ 受章環境上問題となり得る事案（上記3. ⑥に掲げた事項）を有する候補者については、関係資料（公表資料、新聞記事等）を添付すること。

6. 今後の日程

- （1）令和7年9月上旬までに当Gとしての推薦候補者を決定。
- （2）令和7年9月中旬までに正式協議書類案（功績調書、履歴書、団体規模調書等）を作成・提出。
※「正式協議書類」の内容、提出期限等は別途指示。
- （3）以降、秘書課との調整及び内閣府賞勲局の審査を経て、令和8年4月29日に発令。

以 上